

令和元年度（2019年度）佐久市プレミアム付商品券作成・換金等業務 公募型プロポーザル実施要領

1 業務名

令和元年度（2019年度）佐久市プレミアム付商品券作成・換金等業務

2 概要及び目的

この要領は、消費税・地方消費税率上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的として実施する佐久市プレミアム付商品券事業を適正に実施するため、的確かつ優れた業務遂行能力を有する事業者を公募型プロポーザル方式により選考することを目的とする。

3 実施主体

佐久市・商工団体等商工業振興協議会（以下、「協議会」という。）

（構成団体：佐久市、佐久商工会議所、臼田町商工会、浅科商工会、佐久市望月商工会）

4 業務内容

別紙仕様書のとおり

5 予定業務期間

契約締結の日から令和2年3月31日（火）まで

※ただし、予算繰越決議の上は令和2年5月31日（日）まで

6 選定方法

公募型プロポーザル方式とし、「令和元年度佐久市プレミアム付商品券作成・換金等業務プロポーザル審査委員会」の審査結果に基づき候補者を選定する。

7 事業費限度額

35,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※使用済商品券を換金し、各取扱店舗へ振り込む額はこの事業費に含まない。

8 各種様式

プロポーザルの各種様式は、次による。

様式1 質問書

様式2 参加表明書兼誓約書

様式3 辞退届

様式4 企画提案書等提出届

任意様式 企画提案書

様式5 会社概要書

様式6 業務執行体制

任意様式 業務工程表
様式7 参考見積書
任意様式 参考見積書内訳書

9 参加資格要件

本実施要領の公告日から候補者決定日において、次の（１）～（５）の全ての要件を満たしている者であること。

- （１）佐久市物品購入等入札（見積）参加登録者名簿に登録があること。
但し、名簿に登録のない者が参加申込をする場合は、資格審査申請を行い、審査の結果、名簿に登録のある者と同等の資格を有すると判断された場合は、本プロポーザルに限り参加することができる。
- （２）佐久市物品購入等入札参加登録者に係る入札参加等停止措置要綱（平成24年佐久市告示第109号）による入札参加等の停止期間中でないこと。
- （３）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は佐久市財務規則（平成17年規則第39号）第103条第1項の規定により入札に参加できないとされた者でないこと。
- （４）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- （５）国又は地方公共団体等の公的機関や商工団体等が発注した業務について、公告日から遡って過去5年間に於いて、元請として同種・同類の業務（プレミアム付商品券の運営等の業務）を受託した実績を有していること。

10 選考日程

| 内容 | 期間等 |
|------------------------|--|
| 質問の受付（電子メール） | 提出期限 令和元年6月20日（木） 17時15分必着 |
| 参加表明・企画提案書等の提出（持参又は郵送） | 提出期限 令和元年6月26日（水） 17時15分必着 |
| 一次審査 | 実施日 令和元年6月27日（木）（予定） 結果通知日 令和元年6月28日（金）（予定） |
| 二次審査 | 実施日 令和元年7月4日（木）（予定） 結果通知日 令和元年7月5日（金）（予定） |

11 質問

- （１）提出期限 令和元年6月20日（木）17時15分必着
- （２）提出書類 質問書（様式1）
- （３）提出方法 協議会事務局へ電子メールで送信
 - ア 送信時件名は、「プロポーザル質問(事業者名)」とすること。
 - イ 電子メールを送信した後に、事務局まで送信した旨の電話をすること。
 - ウ 質問は、参加表明書、提案書等の記載方法及び仕様書の内容等に関するものに関し限り受け

付けるものとし、メールでの提出以外の方法での質問は受け付けない。

エ 送信する電子メール及び添付書類について、コンピュータウイルス対策を実施すること。

(4) 回答方法 令和元年6月24日(月)(予定)までに佐久市ホームページに掲載する。

12 参加表明及び企画提案

(1) 提出期限 令和元年6月26日(水) 17時15分

(2) 提出書類(下記ア・オ・コは1部、その他は正本1部、副本6部とする。)

ア 参加表明書兼誓約書(様式2)

イ 企画提案書等提出届(様式4)

ウ 企画提案書(任意様式)

エ 会社概要書(様式5)

オ 実施要領9(5)に定める実績が確認できる書類(契約書の写しや成果品等)

カ 業務執行体制(様式6)

キ 業務工程表(任意様式)

ク 参考見積書(様式7)

ケ 参考見積書内訳書(任意様式)

コ 企画提案に関する上記全ての電子データを収めた電子媒体(DVD等)

(3) 提出方法 協議会事務局への持参又は郵送(必着)

持参の場合は、土日・祝日を除く8時30分から17時15分まで受付を行う。

(4) その他

ア 各提出書類ともA4サイズ縦置きとし、A3サイズの資料がある場合は折り込んでA4サイズにすること。

イ 正本1部には、案件名「令和元年度佐久市プレミアム付商品券作成・換金等業務 プロポーザル方式企画提案書」及び事業者名を記載すること。

ウ 副本6部には参加者の名称及びそれを推測できるものの記載は行わないこととし、契約書の写し等でこれを消せない場合は該当箇所に黒塗り等して対応すること。

エ 提出は、1者につき1提案に限る。

13 佐久市の名簿に登録されていない者の追加申請書類

佐久市の物品購入等入札(見積)参加登録者名簿に登録されていない者は、以下の書類を令和元年6月26日(水)17時15分までに1部提出すること。

提出方法は、協議会事務局への持参又は郵送必着とする。

持参の場合は、土日・祝日を除く8時30分から17時15分まで受付を行う。

証明書、登記簿謄本等は、3か月以内に発行されたものとする。(写し可)

(1) 物品購入等入札(見積)参加願【追加申請様式】

(2) 誓約書【追加申請様式】

(3) 経歴及び営業概要書【追加申請様式】

(4) 佐久市税の納税証明書(佐久市に納税義務がある場合のみ)

(5) 消費税及び地方消費税の納税証明書

(6) 各種料金の納付状況報告書(佐久市に納付義務がある場合のみ)【追加申請様式】

(7) 商業登記簿謄本(個人の場合は身分証明書)

- (8) 申請の直前1事業年度の財務諸表
- (9) 委任状（支店、営業所等に代理委任する場合）【追加申請様式】
- (10) 業務実績書（直前2年間の主な実績）【追加申請様式】

14 辞退

本プロポーザルへの参加表明後に参加を辞退する場合は、辞退届を提出すること。

- (1) 提出期限 令和元年6月26日（水）17時15分
- (2) 提出書類 辞退届（様式3）
- (3) 提出方法 持参又は郵送 ※郵送の場合は、提出期限必着のこと

15 審査等

(1) 一次審査（書類審査）

「15（3）評価基準」に基づき、提出された書類に対し、参加者名を伏せて書類審査を行い、上位2者を選定する。

- ア 実施日 令和元年6月27日（木）（予定）
- イ 結果通知日 令和元年6月28日（金）（予定）
- ウ 通知方法等 全参加者へ審査結果通知を送付する他、一次合格者のみ二次審査参加依頼書を送付する。

(2) 二次審査（プレゼンテーション審査）

- ア 実施日 令和元年7月4日（木）（予定）
- イ 実施場所等 詳細な時刻や実施場所については、一次審査の結果通知と併せて連絡する。
- ウ 実施時間 1者につき40分（準備5分、プレゼンテーション20分、質疑10分、片付け・退出5分）
- エ 出席者 1者につき3名までとし、本業務の責任者となる者は必ず出席すること。
- オ 選考方法

(ア) 実施順は、企画提案書の受付順とする。

(イ) 審査委員が15（3）評価基準に基づき点数付けすることにより決定する。二次審査の参加者のうち、合計得点が最も高い者から順位をつける。全審査委員が、参加者順位1位を最も多く付けた参加者を受託候補者とする。

(ウ) 選考結果は、全ての参加者に通知する。

(エ) 参加者が1者になった場合でも評価を行う。

カ 結果の公表

令和元年7月5日（金）（予定）までに二次審査へ参加した全ての参加者に審査結果を通知するとともに、後日佐久市ホームページで公表する。

キ 留意事項

(ア) 当日に出席者の確認を行うため、所属会社を確認できるものを用意すること。

(イ) プレゼンテーションは、提出した企画提案書等をもとに行うものとし、追加提案や追加資料の配付は認めない。ただし、これらを踏まえた上でパソコン、プロジェクター、スクリーン等による説明は許可する。当日使用するマイクとプロジェクター、スクリーンは協議会事務局で用意する。

(ウ) プレゼンテーション及び質疑応答は、参加者名を伏せて行うので自己紹介は行わない

こと。

(3) 評価基準

| 評価項目 | 評価内容 | 配点 (合計100点) |
|---------------------|--|----------------|
| 業務実績 | 同種類別の業務における十分な実績 | 10 |
| 業務提案全般 | 仕様書を理解した具体的な提案 | 10 |
| 見積金額 | 提案内容を勘案した上での妥当性 | 10 |
| 実施方針 | 実現可能な企画・提案 業務の実現性 | 20 |
| 実施体制 | 事業を円滑に遂行できる実施体制か 人員配置や役割分担が明確か | 15 |
| 運営管理 | 効率的な手法であるか 事業に関わる者に配慮し、工夫等があるか 個人情報の管理面等の安全性 | 30 |
| プレゼンテーション ・総合的意欲 | 明快で説得力のある説明であるか、意欲があるか | 5 |

16 契約の締結等

- (1) 受託候補者とは、随意契約による方法で契約する。
- (2) 受託候補者との契約が合意に達しない場合又は失格事由若しくは不正と認められる行為が判明した場合は、次順位以下となった参加者と交渉を行うこととし、(1)と同様の方法により契約する。

17 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格を有しない場合又は提出書類等の記載内容に虚偽があった場合
- (2) 実施要領、仕様書に定める事項に適合しない場合
- (3) 提出書類に不備、錯誤があり、協議会が再提出を求めたにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
- (4) 公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- (5) 公正を欠いた行為があったと、審査委員会が判断した場合

18 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は参加者の負担とする。
- (2) 提出後の提出書類の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、協議会の判断により補足資料の提出を求めることがある。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 採用された企画提案書等の著作権は提案者に帰するものとし、第三者の著作権の使用の責は、使用した提案者にすべて帰するものとする。
- (5) 企画提案書等のため作成した資料や協議会から受領した資料は、本協議会の許可なく公表又は使用することはできない。

- (6) 提出された企画提案書等は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (7) 提出された企画提案書等の公開にあたっては、佐久市情報公開条例（平成17年佐久市条例第15号）に準じて、取り扱うこととする。
- (8) 本プロポーザルは優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。
- (9) この実施要領に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）等、関係法令等の定めるところに準じ、適用する。

19 事務局

〒385-8501

佐久市中込3056番地

佐久市・商工団体等商工業振興協議会事務局

佐久市経済部商工振興課商業振興労政係 係長：遠藤 担当：齊藤、大井

TEL：0267-62-3265（直通）

FAX：0267-62-2269

メールアドレス：syoko@city.saku.nagano.jp